

2023年 4月 吉日

ご契約者の皆様へ

東京海上日動火災保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における「入院の特別取扱い」について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）」上の位置づけが「五類感染症」に変更された場合、2020年4月より実施している入院の特別取扱い（以下「みなし入院」）について、以下のとおりといたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「五類感染症」に変更された場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「五類感染症」に変更された場合、当社は、2020年4月より実施している「みなし入院」(*1)を終了いたします。

これに伴い、契約始期日に関わらず、2023年5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、約款上の「入院」(*2)に該当した場合に、入院保険金等のお支払い対象となります。

(*1) 医師等の管理下において宿泊施設または自宅で療養をされた場合に、「入院」と同等に取り扱うものです。約款上の「入院」には該当しないものの、社会情勢を踏まえた時限的な措置として実施した経緯にあります。

(*2) 当社約款においては、「医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念する」場合に入院保険金等をお支払いする旨定めております。

2. 見直しの背景等

2023年1月27日（金）の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を受け、政府より、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が公表されました。

予定どおり「五類感染症」へ位置づけ変更された場合、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置づけとなります。また、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等も適用されないこととなります。当社は、こうした点を踏まえ、2023年5月8日（月）以降に診断された場合について「みなし入院」を終了することとしました。

なお、2023年5月7日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方については、2023年5月8日（月）以降も保険金をご請求いただけます。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める「入院」に該当する場合は、2023年5月8日（月）以降も変わらず入院保険金等のお支払い対象となります。

<入院保険金等のお支払い対象>

診断日	ケース		
	病院または診療所に 入院された場合 (約款における 取扱い)	宿泊施設または自宅で療養された場合 (入院の特別取扱い:「みなし入院」)	
		重症化リスクの 高い方(*3)	左記以外の方
2022年9月25日(日)まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
2022年9月26日(月)から(*4) 2023年5月7日(日)まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
2023年5月8日(月)以降	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

(*3)「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

(*4)2022年9月26日(月)の「みなし入院」の対象見直しにつきましては、2022年9月9日(金)ニュースリリース「新型コロナウイルス感染症における「入院の特別取扱い」の対象について」(https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/220909_02.pdf)をご参照ください。

3. 主な対象商品

■個人向け商品

- ・ 傷害(ケガ)を補償する保険の特定感染症危険補償特約(*5)
 団体総合生活保険(傷害補償・子ども傷害補償の特定感染症危険補償特約)
 からだの保険(傷害定額・特定感染症危険補償特約)
 超保険(傷害定額条項・特定感染症危険補償特約、総合補償条項・傷害条項・特定感染症危険担保特約) 等
- ・ 疾病を補償する保険
 団体総合生活保険(医療補償・所得補償)
 からだの保険(所得補償)
 超保険(所得補償条項、収入補償条項、総合補償条項・疾病条項) 等

(*5) 団体総合生活保険・傷害補償「特定感染症危険補償特約」等については、2023年5月8日(月)以降に発病した場合、病院等に入院した場合も含めて保険金のお支払い対象外となります

■企業向け商品

- ・ 従業員の労災を補償する保険
 超Tプロテクション(*6) 等
- (*6) 業務上の身体障害による入院に限ります。

【保険金のご請求について】

保険金のご請求につきましては、代理店または以下の連絡先までご連絡ください。

事故受付センター (東京海上日動安心 110 番) 受付時間：24 時間 365 日	超保険	 0120-110-894
	上記以外	 0120-720-110

<ご請求にあたってのお願い>

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023 年 5 月 7 日（日）までに保健所への発生届出・入力となされている場合には同年 9 月末まで利用可能と発表されています。同年 10 月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期請求にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※ 本対応のほか、この度の新型コロナウイルス感染症に関連した情報は、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

以上

07ut-GJ05-23001-202304